

※この他にも特公賃住宅(世帯向)の募集があります

町営住宅 入居者の募集について

町営住宅は、比較的収入が低く、住宅に困窮している方々のために整備された公共住宅です。下記のとおり入居者の募集を行いますので、入居を希望される方は期間内にお申込みください。

なお、**前回までに申込みをされている方でも、今回の募集で入居を希望される場合は、あらためて申込が必要となります。**

また、特定公共賃貸住宅（世帯向）にも入居希望がある場合は、それぞれで申込みが必要となります。

●募集期間

令和8年10月15日（木）～ 令和8年11月6日（金） 必着

※土曜・日曜・祝日は、役場閉庁のため受付できませんのでご了承ください。

●募集住宅（8戸）

	団地名	団地番号	階	間取	面積	建設年度	物置	車庫	給湯	暖房	浴室	浴槽	備考
1	新京極	79-12	3	3LDK	71.40㎡	平成7年	○	○	○	○	○	○	世帯向
2	富士見	73-3	3	3LDK	65.40㎡	昭和61年	○	×	○	○	○	○	世帯向
3	富士見	73-9	3	3LDK	65.40㎡	昭和61年	○	×	○	○	○	○	世帯向
4	富士見	76-3	2	3LDK	66.50㎡	平成4年	○	×	○	○	○	○	世帯向
5	東	84-5	2	2LDK	65.36㎡	平成26年	○	○	○	○	○	○	世帯向
6	東	86-6	2	2LDK	65.36㎡	平成28年	○	○	○	○	○	○	世帯向
7	望羊	74-2	1	2DK	50.40㎡	昭和62年	×	×	×	×	○	×	世帯向
8	あけぼの	90-4	1	1LDK	46.22㎡	令和5年	○	○	○	○	○	○	老人向

○=有・×=無

●入居資格

1. 住宅に困窮しており、現に同居し、または同居しようとする親族がいること（婚約者含む）
2. 世帯の収入が町で定める基準以下であること
3. 町税を滞納していないこと

※町税等の滞納に対する行政サービス等の制限に関する条例の対象となります

4. 連帯保証人を付することができること

【連帯保証人の条件】

- (1) 入居申込者と同程度以上の収入（家賃1年分に相当する額を負担することができる）があること
- (2) 原則として、京極町に居住又は勤務していること
- (3) 入居者と独立の生計を営んでいること
- (4) 京極町が管理する町営住宅等の入居者及びその同居者ではないこと

5. 暴力団員でないこと

6. ペット（犬、猫等）を飼育していないこと

裏面もご覧ください

●家賃

住宅	階層	入居収入基準	家賃	住宅	階層	入居収入基準	家賃
新 京 極 団 地	79 棟 12 号	一般・裁量	I ~104,000円	富 士 見 団 地	73 棟 3 号	一般・裁量	I ~104,000円
			II ~123,000円			一般・裁量	II ~123,000円
			III ~139,000円			一般・裁量	III ~139,000円
			IV ~158,000円			一般・裁量	IV ~158,000円
			V ~186,000円			一般・裁量	V ~186,000円
			VI ~214,000円			一般・裁量	VI ~214,000円
			収入超過者最大家賃				収入超過者最大家賃
富 士 見 団 地	73 棟 9 号	一般・裁量	I ~104,000円	富 士 見 団 地	76 棟 3 号	一般・裁量	I ~104,000円
			II ~123,000円			一般・裁量	II ~123,000円
			III ~139,000円			一般・裁量	III ~139,000円
			IV ~158,000円			一般・裁量	IV ~158,000円
			V ~186,000円			一般・裁量	V ~186,000円
			VI ~214,000円			一般・裁量	VI ~214,000円
			収入超過者最大家賃				収入超過者最大家賃
東 団 地	84 棟 5 号	一般・裁量	I ~104,000円	東 団 地	86 棟 6 号	一般・裁量	I ~104,000円
			II ~123,000円			一般・裁量	II ~123,000円
			III ~139,000円			一般・裁量	III ~139,000円
			IV ~158,000円			一般・裁量	IV ~158,000円
			V ~186,000円			一般・裁量	V ~186,000円
			VI ~214,000円			一般・裁量	VI ~214,000円
			収入超過者最大家賃				収入超過者最大家賃
望 羊 団 地	74 棟 2 号	一般・裁量	I ~104,000円	あ け ぼ の 団 地	90 棟 4 号	一般・裁量	I ~104,000円
			II ~123,000円			一般・裁量	II ~123,000円
			III ~139,000円			一般・裁量	III ~139,000円
			IV ~158,000円			一般・裁量	IV ~158,000円
			V ~186,000円			一般・裁量	V ~186,000円
			VI ~214,000円			一般・裁量	VI ~214,000円
			収入超過者最大家賃				収入超過者最大家賃

老人世帯向けの入居対象は次のいずれかに該当する世帯となります。

- (1)入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満であること。
- (2)入居者又は同居者のいずれかが60歳以上で、かつ、同居者が入居者の配偶者のみ、又は同居者か入居者の配偶者及び18歳未満の者のみであること。
- (3)入居者又は同居者のいずれかが、一定程度の身体障害、精神障害等のいずれかに該当すること。

※敷金は家賃の2ヶ月分となります

【車庫使用料】

東団地86棟6号	1棟(1台)	月額1,000円
あけぼの団地90棟4号	1棟(1台)	月額1,000円

注1：収入月額、入居者及び同居者の所得の合計金額から、扶養控除(同居者1人につき38万円)、老人扶養控除、障害者控除、特定扶養控除などを差し引いた金額を12で割った額となります。

注2：「裁量」世帯は、入居者が60歳以上で、同居者のいずれもが60歳以上または18歳未満の世帯。入居者または同居者が、障害者基本法第2条に規定する障害者であって、一定程度の障害のある者がいる世帯などの場合適用されます。「一般」は、それ以外の世帯です。

注3：「一般」で収入月額が158,001円以上の世帯、「裁量」で収入月額が214,001円以上の世帯の方の家賃については、建設課管理係までお問い合わせください。

注4：収入超過者とは、注3の収入月額以上の世帯で、町営住宅に引き続き3年以上入居している世帯をいいます。

●申込み

入居申込書及び申し込みに必要な書類を添えて、京極町役場建設課までお申し込みください。

※申込用紙は建設課でお受け取りになるか、京極町のホームページからダウンロード願います。

●お問い合わせ先：京極町役場建設課管理係 0136-42-2111（内線61）

発行：令和8年10月13日 京極町役場建設課